

# 久留米市住宅リフォーム助成事業

久留米市において、市内事業者による住宅のリフォーム工事を行う場合、工事にかかる経費の一部が久留米市から補助金として交付されます。

補助金の額・補助限度額は、

**10万円** (上限額)

「補助対象工事費」  
(10%)

補助対象工事費（10万円以上）の10%に相当する額が交付される。

補助の対象は、

- ◇補助対象者 久留米市に住民登録している方  
市税を滞納していない方  
補助対象住宅に居住する世帯主（借家の場合は、家主の承諾が必要）  
この補助金の交付を受けたことがない方、及び住宅
- ◇対象住宅 申請者本人が居住している住宅が対象となります  
○一戸建ての住宅
- ◇対象工事 リフォームに要する費用が10万円以上である  
市内に本店・支店の事業所を置く事業者、または市内の個人事業者に発注した工事
  - ①省エネ改修工事（窓の断熱・外壁の断熱・屋根、天井の断熱）
  - ②バリアフリー改修工事（手摺の設置・段差の解消など）
  - ③耐久性向上改修工事（外壁の張替え、塗装・屋根の塗装など）
- ◆対象とならない工事  
自分で行なった工事

補助金の申請は、

※募集開始  
平成25年  
6月3日(月)

交付申請 ⇒ 交付決定

※3週間程



工事着工 ⇒ 工事完了



実績報告 ⇒ 補助額の確定

※1週間程



口座に入金

※3週間程

※工事着手前に申請が必要です。  
※平成26年2月28日(金)までに実績報告書及び補助金請求ができるようにして下さい。